

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和2年1月22日

今治市監査委員 渡辺英徳
同 重松眞司

監査対象機関	監査結果報告書の日付
企画財政部 地域振興局 上浦支所	令和元年12月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 共用車運行報告書について、記入漏れ、記入誤り、修正テープ等による訂正が見受けられたので、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 上浦支所全職員に対し、指摘事項に注意し適正な事務処理を行うよう周知徹底した。また、確認頻度を増やすことで、早期に誤りを発見、指摘できる体制に改めた。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
企画財政部 地域振興局 大三島支所	令和元年12月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 調定書について、決裁印や決裁日付がないものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 従来、調定書作成者がファイリングしていたが、押印、決裁日付もれがないかについて作成者以外が確認したうえでファイリングすることとした。</p> <p>2 調定書を重ねてりん議する場合に、押印欄が見えるようにずらしてりん議する、又は2枚目以降の押印欄に付箋を貼付するなど、押印漏れが生じない対策をとるよう、周知徹底した。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 社会教育課 朝倉公民館	令和元年12月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 使用許可申請書においては、受付番号の訂正に修正テープ等を使用したもの、また、使用料減免申請書においては、減免理由の記載がないものが散見されたので、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 今後、適正な方法により訂正を行います。減免理由の記載について、処理として適正であったが、チェック欄への記入漏れがありました。今後は書類回付時に再確認を行い、再発を防止します。</p>	